

1. はじめに

1-1 計画策定の背景と目的

令和3年3月に地域公共交通計画を策定した後も、利用促進策の展開や運行の改善を継続的に繰り返すことによりコミュニティバスの利用者が増加するなど、一定の成果を上げているものと考えられます。しかし、運行の満足度や一部路線での利用者数の伸び悩みが見受けられるなど、課題も出てきています。また、技術の進展や社会情勢の変化に伴い、現在は様々な交通モードやそれらの組み合わせが存在するうえに、新型コロナウイルス感染症拡大以降、市民の生活行動や移動ニーズに変化があり、現在、今後の弥富市（以下「本市」とします。）の公共交通のあり方を検討する1つの転換期を迎えています。

そこで、今後も持続可能で利便性の高い地域公共交通網を展開するために、「第2次弥富市地域公共交通計画」（以下「本計画」とします。）を策定し、まちづくりと連携した地域公共交通の確保・維持・改善に向けた事業を推進します。

1-2 計画の内容

本計画は、本市における望ましい公共交通体系の構築を目指し、令和2年6月に改正が施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づいて策定します。計画では、「弥富市地域公共交通活性化協議会」での議論を通し、以下の内容を定めます。

- ①地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ②計画の区域
- ③計画の目標
- ④③の目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥計画期間
- ⑦その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

1-3 計画策定の進め方

計画策定にあたっては、市民の代表や交通事業者、行政（国・県・市）等により構成される「弥富市地域公共交通活性化協議会」での協議を踏まえ、地域公共交通に関する基本理念、基本方針、目標を定め、目標を達成するための事業等について検討します。

